

議案第106号

五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約の変更について

五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約（平成27年3月18日議決、平成27年7月24日市長の専決処分にて契約金額の変更、平成28年1月19日市長の専決処分にて完成期限の変更、平成28年2月23日市長の専決処分にて契約金額の変更、平成28年3月30日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成28年 5 月 27日提出

川崎市長 福田 紀彦

4の契約金額「928,792,440円」を「971,314,200円」に変更する。

参考資料

- 1 五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約の締結について（平成27年2月13日提出・平成27年3月18日議決）

1	工 事 名	五反田川放水路放流部函体築造工事
2	工 事 場 所	川崎市多摩区登戸新町、登戸地内
3	契 約 の 方 法	一般競争入札
4	契 約 金 額	859,680,000円
5	完 成 期 限	平成28年3月15日
6	契 約 の 相 手 方	東京都中央区京橋2丁目16番1号 清水建設株式会社 取締役社長 宮本 洋一

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成27年7月24日専決処分、平成27年9月1日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前契約金額	859,680,000円
変更後契約金額	871,599,960円

- 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成28年1月19日専決処分、平成28年2月15日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前完成期限	平成28年3月15日
変更後完成期限	平成28年3月31日

- 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成28年2月23日専決処分、平成28年5月27日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額 871,599,960円

変更後契約金額 928,792,440円

- 5 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成28年3月30日専決処分、平成28年5月27日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 平成28年3月31日

変更後完成期限 平成28年8月31日

- 6 変更理由

施工箇所が特殊であることから、詳細な構造を当初設計に含めることができず、工事が進捗していく中で構造が決定された結果、他工事で施工することが困難な仕上げ工を増工する必要が生じたため、増額の変更を行うものである。